

毎月 11 日は

## 広報けせんぬま原稿

# 防災を考える日



令和 7 年 7 月号

## 『最大級の警戒を呼びかける特別警報』

### ■ 「特別警報」とは

「特別警報」とは、警報の発表基準をはるかに超える大雨や、大津波等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に発表し、**最大級の警戒を呼びかけるもの**です。

特別警報が対象とする現象は、東日本大震災における大津波や、「伊勢湾台風」の高潮、東日本の広い範囲で河川の氾濫等による甚大な被害をもたらした「令和元年東日本台風」の大暴雨等です。

特別警報が発表された場合、これまでに経験したことのないような重大な危険が差し迫った異常な状況にあります。この数十年間災害の経験が無い地域でも、重大な災害の起こる恐れが著しく高まっていますので、落ち着いて、避難情報に従い、速やかに避難してください。

【避難情報に従い速やかに避難】



### ■ 防災基礎クイズ

Q 津波の特別警報は、名称に「特別警報」は用いらず、大津波警報が発表されたことで、それが津波に関する特別警報が発表されたということになります。○か×か

毎月 11 日は「防災を考える日」です。

震災の教訓や災害への日頃の備えなどについて、家庭や学校、職場、地域などで話し合ってみましょう。

### ■ 問い合わせ先／市危機管理課 防災安全係

☎:0226-22-3402 FAX:0226-22-1467 Email:kikikanri@kesennuma.miyagi.jp

( ) 答え: ○ (3) 群衆などを車の荷物を手籠めに運ぶときに大津波警報を発表するとき、これが津波の特別警報と呼ばれる。(°)